

福島市議会災害対策連絡会議では、各会派の所属議員を通して市内の被災状況等を確認し、復旧・復興に向けた情報収集等を行ってまいりました。

この度、その結果に基づき各会派から提出のあった要望について、本連絡会議にて検討・協議を行い、大きく5項目からなる提言書としてまとめ、福島市災害対策本部長の瀬戸孝則市長へ提出いたしましたので、次のとおりその内容をご報告いたします。

今後とも、市民生活の一刻も早い安心確保のため、引き続き活動をしてまいります。



□提言書の趣旨を説明する大越議長



□提言書を市災害対策本部長の瀬戸市長へ提出

福島市災害対策本部

本部長 福島市長 瀬戸孝則 様

## 東日本大震災に関する提言書

福島市議会議長 大越 明夫

3月11日午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0、福島市では震度6弱を記録する大規模なものとなりました。

この地震により、本市では、全壊や半壊となった住宅があったほか、道路や公共施設などに、広い範囲で被害が発生しました。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故は、放射性物質を飛散させるなど、今までに経験のない事態を惹き起こし、市民の安全・安心を大きく脅かすところとなりました。

地震発生から二ヶ月近く経過した現在でも、余震が毎日のように発生し、福島第一原子力発電所における事故は収束の見通しがつかないなど、予断を許さない状況にあり、市民の不安は高まる一方です。

市当局におかれましては、市災害対策本部を中心に、被災した市民の救援や災害復旧、他市町村からの避難者の受け入れなど、日夜奮闘されていることに深く敬意を表し、感謝を申し上げるところであります。

市議会では、市当局と連携のうえ、その活動を支援するため、災害対策連絡会議を設置し、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により大きな影響を受けた市民生活の安全、安心が一日も早く取り戻せるよう、市民の被災状況などをもとに、市民の生命と財産を守るために現時点で必要な対応策や今後の課題について協議しとりまとめましたので、提言いたします。

平成23年4月28日

## 1. 安全・安心を守るための危機管理について

- ・非常時の情報伝達に問題が生じたことから、連絡体系の見直し・拡充を行い、災害時の情報管理の一元化と市民への的確かつ迅速な情報提供が行える体制を確立すること。
- ・災害時における高齢者や障がい者などに対する安否確認の体制づくりを行い、民生委員をはじめ町内会や介護支援事業者、地域包括支援センターなどとの連携を図り任務、役割を明確にすること。
- ・福島市地域防災計画に原子力災害への対策を含め、災害の状況に応じた多様なマニュアルを作成すること。また、災害時要援護者防災行動マニュアルの充実と支援体制を見直し、さらなる強化を図ること。
- ・被災者や避難所に対する支援においては、給油環境の確保に努めること。また、支援物資の輸送体制も含めた備蓄品の初動分の分散化やその後の集中管理化、中央卸売市場青果物の緊急ストックのための条件整備、JA等支援団体との連携を図るなど、状況に応じた多様な対応をすること。
- ・避難所については、管轄（県・市）により対応（食事、支援物資等）に差異が生じたことから、その対応を再検討すると共に、避難所となる施設においては、危機管理を考慮した人員配置とすること。
- ・現在締結している災害協定の実証と有効性の検証を行うと共に、各組織（町会、社会福祉協議会、消防団、民生委員等）との意識共有化や人材活用に向けた体制づくりを行うこと。
- ・災害発生時においては、直接生命を預かる医療機関、介護支援施設等への、食材、水、ガソリンなどの物資が円滑に供給できる体制をつくること。

## 2. 市民の生命を守ることについて

- ・市内の教育施設をはじめ、保育施設や公園、農地、住宅地などにおいて、福島市独自で放射線量の測定を実施する測定体制の整備と、その情報公開体系を確立すること。

- ・放射線から市民の健康を守るための基準と、ヨウ素剤の配付などの具体的な施策を明確にすること。
- ・放射線による土壌汚染の基準や対策を早急に策定し、特に教育施設等における汚染土壌の入れ替えを実施すること。
- ・被害のあった公共施設や道路、河川、橋梁の復旧を最優先に行うこと。
- ・大規模な被害のあった学校施設においては、早急に復旧を図ること。
- ・教育・福祉施設、橋梁などの耐震化改修工事を早急に実施すること。
- ・各学校にカウンセラーを配置し、児童生徒のメンタルケアを充実させること。

### 3. 市民の財産を守ることについて

- ・被災者の速やかな生活再建が図られるよう市独自の融資制度・助成制度等の支援制度を早期に創設すると共に、公共料金・各種税の減免措置等柔軟な対応を行い、最大限の支援措置を講じ、これらの周知徹底を図ること。
- ・公共施設の災害復旧及び仮設住宅の建設にあたっては、地元業者を優先し、事業の早期発注と施工を行い、地元雇用の創出を図ること。
- ・風評被害を含む被災した全ての事業所へ対しては、経済団体と共に必要な制度融資を実施し、雇用維持のために必要な対策を最大限講じること。
- ・放射線の影響により汚染された農地の土壌改良を行い、営農活動が継続できるよう対策を講じること。
- ・自粛ムードによる経済不況を回避するため、実施を見送っていたイベントを実施すると共に、各自治体と連携を図り復興イベント・キャンペーン等の実施について検討すること。
- ・風評被害に対しては、正確・明解・迅速な情報を提供し、被害の沈静化に向けた対策に万全を期すこと。

#### 4. 広域避難者への支援について

- ・仮設住宅の設置にあたっては、医療や介護、教育、障がい者施設等の公共施設や、商業施設の整備等、街が本来持つ機能を再現すること。また、福島市内の公共施設・医療・金融機関等のマップ（年次更新）を作成し提供すること。
- ・被災自治体と連携を図り、市外被災事業者等に対する専門の相談窓口開設等、受け入れ支援体制を構築すること。

#### 5. 国、県、関係団体へ要望すべきこと

- ・市民の安全・安心を守ることを最優先し、福島第一原子力発電所事故の早急な事態の收拾・廃炉の決定、また、原子力行政全般の抜本的見直しを国と東京電力へ強く求めること。
- ・原発事故により、風評被害を含む損害を被った全ての事業者並びに地域住民に対し、賠償を早期に実現し被害者救済に最大限努めるよう国と東京電力へ強く求めること。
- ・国等の現行支援制度下では救済されない重大な被害があることから、新たな支援制度の創設及び現行制度の支援条件の改正を求めること。
- ・全ての被災者及び被災事業所の債務の減免、あるいは返済の猶予を国及び県に働きかけること。
- ・再生可能な自然エネルギーへの戦略的な転換を図り、低エネルギー社会へむけ政策の方向転換を国と県へ求めること。